

平成 29 年 5 月 10 日
近検協第 29-018 号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 29 年度 4 月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4 月度の受付台数は 10,033 台で前年同月比 85.8%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 特記事項欄に記載の耐震対策等の既存不適格について

耐震関係の検査事項については、今回の法改正により設置時期で判断することになります。設置時期が法施行日より以前のものは「既存不適格」と判定し、特記事項欄の「指摘の具体的内容等」欄には「耐震関係は設置時期で既存不適格を判断」と記載してください。

ロープ式エレベーターで該当する検査番号は、1(18)、2(3)、2(5)、4(5)、4(10)、4(14)、4(16)、6(12)の各検査項目です。

2. プランジャーストロークの判定について

プランジャーストロークの判定については、エレベーター等に設置のブレーキが要改善ブレーキか否かの確認が必須です。イ～ハを選択するにあたっては、下記の内容を確認願います。

【イ.構造上対象外を選択する場合】

要改善ブレーキでない場合は、「イ」を○で囲みます。必ず製造者が開示している情報を確認してください。要改善ブレーキでなくても、検査結果を「上記以外の検査項目」もしくは「特記事項欄」へ「その他特記事項」として記載しなければならない場合があります。

【ロ.製造者が指定するを選択する場合】

要改善ブレーキである場合は、「ロ」を○で囲みます。製造者が指定する基準や検査方法がありますので、製造会社が開示しているホームページ等を確認のうえ、検査結果表へ記載してください。また、「様式 2」の作成及び添付が必要です。

【ハ.やむを得ない事情により、検査者が設定するを選択する場合】

製造会社が倒産等で指定する基準値を知り得ない場合等は、「ハ」を○で囲みます。検査者が基準値を設定して判定します。

※ 当該昇降機のブレーキが要改善ブレーキか否かは、協議会では把握しておりませんので、各製造会社等へお問合せ願います。

3. 特記事項とその他特記事項について

特記事項欄に記載が必要な内容は、検査結果に指摘があるもの(既存不適格を含む)ですが、指摘が無い場合でも特記すべき事項がある場合は記載する事ができます。その場合は、特記事項内容と区別するため、「その他特記事項」と記載の上記載願います。

4. 別添1様式の「主索又は鎖」について

「主索又は鎖」の検査結果が「既存不適格」の場合、別添1様式の検査結果の記載は、検査結果の「要是正」のチェックボックスにレ点を記載したうえで、特記事項欄へ「既存不適格」と記載してください。

5. 製造者の基準について

H29年4月1日以降検査実施分より、新たに製造者の基準が必要な検査項目が追加されています。各製造会社のホームページ等を確認のうえ基準値等を入手願います。

以上